

# 指宿広域市町村圏組合職員安全衛生規則

(平成25年指宿広域市町村圏組合規則第16号)

(目的)

第1条 この規則は、職場における職員の労働安全及び衛生管理について必要な事項を定め、もって職員の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、指宿広域市町村圏組合職員定数条例（昭和46年指宿広域市町村圏組合条例第4号）に定める職員及び管理者が特に認められた者をいう。

(事務局長の責務)

第3条 事務局長は、常に職員の安全の確保及び健康の保持増進並びに職場環境整備に努めなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、常に自己の安全の確保及び健康の保持増進に努めるものとする。  
2 職員は、事務局長その他関係者がこの規則に基づいて講ずる安全の確保及び健康の保持増進のための指示に従わなければならない。

(職員安全衛生推進者)

第5条 職員の安全管理及び衛生管理の業務を行うため、職員安全衛生推進者を置く。

2 前項の職員安全衛生推進者は、事務局長をもって充てる。

(職員安全衛生推進者の業務)

第6条 職員安全衛生推進者は、次に掲げる業務を管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育に関すること。
- (3) 職員の健康診断の実施その他職員の健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 職員に係る労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全又は衛生に関すること。

(事故等の報告)

第7条 事故が発生した場合、職場安全衛生推進者は別に定める事故報告書により、管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告において、次に掲げる事項を付記しなければならない。

(1) 公務災害認定請求に提出する諸届出事項又は報告事項

(2) 職員の安全に関し特に必要な事項

(健康診断)

第8条 管理者は、職員に対し次に掲げる健康診断を行わなければならない。

(1) 定期健康診断

(2) 特殊業務従事者健康診断

(3) 臨時健康診断

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める健康診断

2 健康診断の検査項目その他健康診断の実施に関し必要な事項については、管理者が別に定める。

(健康診断の周知)

第9条 管理者は、健康診断を行おうとするときは、健康診断の種類及び健康診断を受けるべき職員の範囲その他必要な事項を事務局長に通知しなければならない。

2 事務局長は、前項の通知があったときは、職員が当該通知に係る健康診断を受診できるよう配慮しなければならない。

(受診の義務)

第10条 職員は、管理者が健康診断を行うときは、これを受診しなければならない。

2 人間ドックを受診した職員は、定期健康診断を受診したものとみなす。

3 定期健康診断を受診しなかった職員は、これに相当する健康診断を受診し、受診した医療機関が発行する診断書を職場安全衛生推進者に提出しなければならない。

(健康診断の結果報告等)

第11条 職場安全衛生推進者は、健康診断の結果を管理者に報告するとともに、当該職員へも通知しなければならない。

(健康診断の事後措置等)

第12条 職場安全衛生推進者は、健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認められた職員については、医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等を勘案し、適切な措置をとらなければならない。

(要療養者の就業禁止等)

第13条 管理者は、健康診断の結果、就業することが適当でなく療養の必要があると認められた職員については、次の各号に掲げる疾病の種別に応じ、当該各号に掲げる期間を限度として就業を禁止し、療養を命ずるものとする。

(1) 結核性の疾病 指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成25年指宿広域市町村圏組合規則第4号。以下次号において「規則」という。）第28条第1項第2号に定める期間

(2) 結核性以外の疾病 規則第28条第1項第1号又は第3号に定める期間

2 前項の規定により、就業を禁止され、療養を命じられた者（以下「要療養者」という。）で、その就業禁止を解除された日から6箇月以内に同一疾病により再び療養を命じられた場合における療養期間の計算は、前療養期間を通算するものとする。

3 前2項の規定は、組合が実施した健康診断の結果によらないで、職員自ら医師の診断を受け、第1項の疾病にかかっているため療養する旨を願い出た場合に準用する。

(就業禁止の解除等)

第14条 要療養者が職務に復帰しようとするときは、主治医による診断書を添えて職場安全衛生推進者を経て管理者に申し出なければならない。

2 管理者は、療養期間中であっても必要があると認めるときは、主治医の意見を聴き、要療養者の出勤を命ずることができる。

3 職場安全衛生推進者は、前2項の手続により復帰した職員の勤務について、主治医の意見を聴き、疾病を悪化させないように留意するとともに、健康回復について特別の配慮を払わなければならない。

4 管理者は、勤務のため病状が悪化するおそれのある職員については、勤務時間の短縮、配置換えその他適当な措置を講じなければならない。

(健康管理票)

第15条 職場安全衛生推進者は、職員健康管理票を作成し、職員の健康管理の状

況を常に管理し，これを5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 職員の健康管理に従事する職員は，職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか，職員の安全衛生管理に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則

この規則は，平成25年12月1日から施行する。